

資料番号	総務 3
------	------

令和 4 年 3 月 3 日
課 名 総務局税務課
担当者 課長 星野
内 線 2318

## 地方税法等の一部改正について

### 1 要旨・目的

- 令和 3 年 12 月 24 日に令和 4 年度税制改正の大綱が閣議決定され、このうち地方税については令和 4 年 1 月 28 日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。
- 改正法案の施行に伴い広島県税条例の一部を改正する必要があるところ、同改正法案の公布は令和 4 年 3 月下旬になる見込みであり、令和 4 年 4 月 1 日施行の改正部分については時間的余裕がないため、179 条専決処分により条例改正を行う。

### 2 概要

#### (1) 地方税法の主な改正（県税関係）

税 目	内 容	備 考
法人県民税 法人事業税	○ 国税における賃上げ促進税制に合わせ、要件を満たす法人について、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値割から控除（2 年間の時限措置）	令和 4 年 4 月 1 日 施行（ただし、条例改正は不要）
	○ 国税における中小企業の所得拡大促進税制に合わせ、法人県民税法人税割において国税に準じて措置	
個人県民税	○ ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直しに伴い、課税標準や適用する税率等を規定	令和 4 年 4 月 1 日 施行
	○ 外形標準課税対象法人の法人事業税所得割について、800 万円以下の所得に係る軽減税率を廃止	
個人県民税	○ 所得税における住宅ローン控除の特例措置の見直しに合わせて、個人県民税の適用期限を令和 20 年度まで延長するとともに、控除限度額を最高 9.75 万円に引下げ	令和 5 年 1 月 1 日 施行
	○ 個人住民税における上場株式等の配当所得等の課税方式を所得税と一致するよう規定を整備	令和 6 年 1 月 1 日 施行
不動産取得税	○ 住宅用土地に対する不動産取得税の軽減を受けることができる要件のうち、土地の取得から住宅の新築までの期間に係る要件の特例措置を令和 6 年 3 月 31 日まで延長	令和 4 年 4 月 1 日 施行
	○ 地域医療構想に基づく医療機関の再編に伴い取得した不動産に係る課税標準の特例措置（2 分の 1 に軽減）の創設（令和 6 年 3 月 31 日までの時限措置）	令和 4 年 4 月 1 日 施行（ただし、条例改正は不要）
	○ 登記所が市町村へ登記情報を通知した際に、当該登記情報を都道府県にも通知する規定を整備	令和 5 年 4 月 1 日 施行

#### (2) 179 条専決処分により県税条例の改正を行う必要があるもの

上記(1)の表のうち、網掛け部分